受講者各位　　2023 年 6 月

A23「社会人のお金『基本のキ』」制度変更のお知らせ

JTEX（訓）日本技能教育開発センター
企画開発グループ　TEL 03-3235-8682

謹啓　時下ますますご活躍のこととお慶び申し上げます。

この度は，当センターの通信教育講座をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて，今回ご受講いただきました「社会人のお金『基本のキ』」(2022 年 12 月 1 日，第 10 版発行)につきまして，「制度変更」に伴うテキスト内容の変更点を下記のとおりお知らせ申し上げます。

本講座の記載内容は，毎年制度変更となるものが多いことから，今後も，必要が生じた場合は，適宜「制度変更のお知らせ」をお送りいたします。

お手数をおかけすることになり大変恐縮ですが，テキストの該当箇所に修正を施した上でお使いいただきますよう，お願い申し上げます。　敬白

記

＜制度変更のお知らせ＞

1. 協会けんぽの保険料率が変更となりました。

令和 5 年 3 月分(4 月納付分)から，全国健康保険協会(協会けんぽ)の保険料率が変更となりました。保険料率は都道府県ごとに異なり，9.33～10.51%の範囲となっています(別紙表 1-6 参照)。40～64 歳までの方(介護保険第 2 号被保険者)には，これに全国一律の介護保険料率(令和 5 年度は 1.82%)が加わります。

※任意継続被保険者および日雇特例被保険者の方は 4 月分(4 月納付分)から変更。

〔該当箇所〕

●5 ページ　表 1−1:給与明細例　(雇用保険料改定による変更箇所を含む)

【控除】

健康保険	11,187
介護保険	−
厚生年金保険	20,130
雇用保険	1,374

社会保険合計	32,691
所得税 住民税 生命保険	X, XXX XX, XXX 10,000
控除額総合計	XX, XXX
差引支給額	XXX, XXX

⇒【控除】健康保険 11,187 雇用保険 1,374 社会保険合計 32,691 になります。

●9 ページ 表 1-3:「全国健康保険協会(協会けんぽ)の被保険者の保険料額」
令和 4 年 3 月分(4 月納付分)～

⇒差し替え。別紙表 1-3:「全国健康保険協会(協会けんぽ)の被保険者の保険料額」
令和 5 年 3 月分(4 月納付分)～ (例:兵庫県)をご参照ください。

●16 ページ 枠内 健康保険

⇒報酬に関する保険料額: 10.17%

22,374 円 ＝ 220,000 円 × 10.17% (兵庫県)

⇒賞与に関する保険料額:

81,360 円 ＝ 800,000 円 × 10.17% (兵庫県)

●17 ページ 誠君のセリフ 1 つ目

⇒…健康保険として 11,187 円が天引きされていました。

●17 ページ 愛さんのセリフ 1 つ目

⇒誠君は, 18 等級の 220,000 円に 10.17%(兵庫県)の保険料率を掛けて 22,374 円が健康保険料になるわ。…(労使折半として), 誠君は 11,187 円を負担しているの。

●17 ページ 枠内 健康保険＋介護保険

⇒報酬に関する保険料額: 11.99%

22,374 円 ＝ 220,000 円 × 10.17% (兵庫県)

4,004 円 ＝ 220,000 円 × 1.82% (全国一律)

⇒賞与に関する保険料額:

81,360 円 ＝ 800,000 円 × 10.17% (兵庫県)

14,560 円 ＝ 800,000 円 × 1.82% (全国一律)

●18 ページ 表 1-5:健康保険と介護保険の保険料率

⇒全国健康保険協会管掌健康保険／介護保険料率 全国一律(令和 5 年度 1.82%)

●19 ページ 表 1-6:「令和 4 年度 健康保険 都道府県単位保険料率」

⇒差し替え。別紙表 1-6:「令和 5 年度 健康保険 都道府県単位保険料率」をご参照ください。

⇒※40～64 歳までの方には, 全国一律の介護保険料率(1.82%)が加わります。

2. パート・アルバイトの社会保険加入条件が変更となりました。

平成 28 年 10 月から，従業員 501 人以上の企業で働くパート・アルバイトは，厚生年金・健康保険への加入が義務化されていましたが，令和 2 年の年金改正法により，令和 4 年 10 月以降，従業員 101 人以上の企業へと適用が拡大されています（令和 6 年 10 月からは従業員 51 人以上の企業に拡大予定）。

〔該当箇所〕

●22 ページ ミニ用語解説 ★生計維持関係 3～4 行目

⇒ただし，令和 4 年 10 月から従業員 101 人以上（令和 6 年 10 月からは従業員 51 人以上）の規模で働く…

3. 雇用保険料が変更となりました。

雇用保険財政の状況を踏まえて，保険料率が検討され，令和５年度は以下のように変更となりました。

〇令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日　被保険者・事業主ともに変更に

事業の種類	雇用保険料	事業主負担	被保険者負担
一般の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産・清酒製造の事業※	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設などの事業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

※園芸サービス，牛馬の育成，酪農，養鶏，養豚，内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については，一般の事業の率が適用されます。

〔該当箇所〕

●5 ページ 表 1−1：給与明細例 （健康保険料改定による変更箇所は修正表記済）

⇒【控除】健康保険 11,187 雇用保険 1,374 社会保険合計 32,691

●24 ページ ①雇用保険の保険料 上から 9～11 行目

⇒…1000 分の 6 ずつを事業主と被保険者で折半します。二事業分の 1000 分の 3.5 は事業主が全額負担をするので，事業主は雇用保険率の 1000 分の 9.5 を負担することになります（表 1-7）。

●24 ページ 表 1-7：「雇用保険の負担割合」

⇒上記の表組みのように変更となります。

出所：厚生労働省 「令和 5 年度雇用保険料率のご案内」

https://www.mhlw.go.jp/content/001050206.pdf

●25 ページ　愛さんのセリフ 2 つ目は変更ありません。

⇒「…事業主が 1000 分の 3.5（建設業は 4.5）を…」（変更なし）

●25 ページ　愛さんのセリフ 3 つ目

⇒「一般の事業について，1000 分の 6 ずつを事業主と被保険者で互いに負担…」

●27 ページ　誠君のセリフ

⇒「…賃金総額 229,000 円とするとその 0.6％で 1,374 円が天引きされているってことですか。」

4. 中小企業での月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられました。

平成 31 年 4 月 1 日に施行された労働基準法の改正により，令和 5 年 4 月 1 日以降，中小企業における月 60 時間超の残業割増賃金率が 50％に引き上げとなりました（これにより，大企業，中小企業ともに 50％の割増となりました）。

〔該当箇所〕

●30 ページ　(1)割増賃金　上から 5 行目

⇒…時間外労働（25％（60 時間超は 50％）増し）や…

●30 ページ　(1)割増賃金　愛さんのセリフ

⇒テキスト表記のとおりとなります。

5. フラット 35 の新築融資の条件が追加されました。

令和 5 年 4 月設計検査申請分から，【フラット 35】S 等の金利引下げメニューの適用の有無に関わらず，すべての新築住宅において，建築物省エネ法基準を満たすことが必要となりました。

〔該当箇所〕

●37～38 ページ

⇒訂正箇所はありません。

6. 出産育児一時金の支給額が増額となりました。

健康保険の被保険者および被扶養者である妻の妊娠 4 カ月以上の出産（流産・死産を含む）に対して支給される「出産育児一時金」が，令和 5 年 4 月 1 日以降，42 万円から 50 万円に増額されました。

・産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数 22 週以降に出産した場合

1 児につき 50 万円

（・産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合

1 児につき 48.8 万円）

（・産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数 22 週未満で出産した場合

1 児につき 48.8 万円）

公的医療保険から支払われる出産育児一時金が引き上げられるとともに，主に現役世代の医療保険料で賄っている一時金の一部を後期高齢者が負担することになりました。後期高齢者の保険料の引き上げ対象は，75 歳以上の約 4 割となる見込みです。令和 5 年度は年金収入 211 万円超，令和 6 年度は年金収入 153 万円超の方を対象とし，収入に応じて段階的に実施されます。

〔該当箇所〕

●43 ページ　(3)出産　7～8 行目

⇒…1 児につき 50 万円（協会けんぽ。令和 5 年 4 月 1 日以降，産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数 22 週以降に出産の場合）を受け取ることができる…

●43 ページ　愛さんのセリフ　1 つ目

⇒…もっとも健康保険から家族出産育児一時金として 50 万円が支給されるから，…

7. 国民年金月額保険料が変更となりました。

令和 5 年度の国民年金月額保険料が，1万 6,520 円に変更されました。

〔該当箇所〕

●54 ページ　上から 3～5 行目

⇒…令和 5 年度は月額1万 6,520 円，令和 6 年度以降は 1 万 7,000 円×改定率で計算される予定となっています。

●164 ページ　下から 1 行目～165 ページ　上から 1 行目

⇒国民年金保険料は月額1万 6,520 円（令和 5 年度）で，…

※令和 4 年 4 月より，成人年齢が 18 歳に引き下げられましたが，国民年金加入は従来どおり 20 歳からとなります。

8. 老齢基礎年金（国民年金）の満額が変更となりました。

令和 5 年度の老齢基礎年金の満額（年金の年間支給額）が，79 万 5,000 円に変更されました。

〔該当箇所〕

●55 ページ　愛さんのセリフ 2 つ目

⇒…ちなみに，基礎部分の老齢基礎年金の満額は，79 万 5,000 円（令和 5 年度）になるわ。

●167 ページ　②老齢基礎年金の年金額　1～2 行目

⇒…満額で 79 万 5,000 円（令和 5 年度）を受け取ることができます。

※以下，167～168 ページの本文中も同様に変更となります。上記の金額で，訂正してください。

●167 ページ　②老齢基礎年金の年金額　枠内計算式の＊印注記

⇒(　)内は平成 21 年 3 月分まで。＊68 歳以上の方（昭和 31 年 4 月1日以前生まれ）は 792,600 円となります。

●167 ページ　誠君のセリフ

⇒ 795,000 円 × 1 ＝795,000 円で満額になりますね。

●168 ページ　愛さんのセリフ 1 つ目

⇒ 795,000 円 × 1/2 ＝397,500 円になるわ。

9. 企業型確定拠出年金について一部変更されました。

令和 4 年，企業型確定拠出年金（以下，企業型 DC）において，制度改正が行われました。

【受取開始年齢】令和 4 年 4 月から，受給開始時期の上限が 75 歳に延長されました。

令和 4 年 4 月から，企業型 DC と iDeCo（個人型確定拠出年金）の老齢給付金の受給開始時期を，60 歳（加入者資格喪失後）から 75 歳までの間で，ご自身で選択できるようになりました。

【加入資格①】令和 4 年 5 月から，企業型 DC の加入可能年齢が拡大されました。

これまで，企業型 DC に加入できるのは 65 歳未満の方でしたが，令和 4 年 5 月から 70 歳未満の方まで拡大されました。ただし，企業によって加入できる年齢などが異なります。

【加入資格②】令和 4 年 10 月から，企業型 DC 加入者が iDeCo に加入しやすくなりました。

企業型 DC に加入している方が iDeCo に加入する際，令和 4 年 10 月からは，各企業の労使の合意がなくても，原則加入できるようになりました。

【積立限度額①】上記②において，積立限度額は以下のようになりました。

企業型 DC の事業主掛金と iDeCo の掛金の合計額が，それぞれ以下の表のとおりであることが必要となります。また，企業型 DC において加入者掛金を拠出（マッチング拠出）している場合などには，iDeCo に加入できません。

	企業型 DC に加入している方が iDeCo に加入する場合	企業型 DC と確定給付型年金（DB，厚生年金基金など）に加入している方が iDeCo に加入する場合
企業型 DC の事業主掛金（①）	55,000 円以内	27,500 円以内
iDeCo の掛金（②）	20,000 円以内	12,000 円以内
①＋②	55,000 円以内	27,500 円以内

【積立限度額②】令和 6 年 12 月から，公務員等の iDeCo の掛金上限額が 2 万円に引き上げられます。

令和 6 年 12 月から，iDeCo の掛金拠出限度額について，企業年金基金(DB)などの企業年金制度への加入実態により異なりますが，公務員や確定給付型年金に加入している会社員の

iDeCo の掛金の上限額が，1 万 2,000 円から 2 万円に引き上げられます。

【留意点】

企業型 DC または iDeCo の老齢給付金を受給された方は，改正により企業型 DC または iDeCo の加入要件を満たした場合であっても，それぞれ再加入することができません。また，公的年金を 65 歳前に繰上げ請求された方は，改正により iDeCo の加入要件を満たした場合であっても，iDeCo に加入することができませんのでご注意ください。

〔該当箇所〕

●56 ページ (b)確定拠出年金

⇒表 2−7：拠出限度額（月額）

※企業型確定拠出年金に加入している従業員は 2 万円，確定給付型年金に加入している従業員は 1 万 2,000 円（令和 6 年 12 月から 2 万円），専業主婦（夫）は 2 万 3,000 円，公務員は 1 万 2,000 円（令和 6 年 12 月から 2 万円）など。

10. 高年齢雇用継続給付が令和 7 年以降，縮小されることとなりました。

65 歳までの雇用の継続の支援を目的とした，高年齢雇用継続給付が，令和 7 年 4 月 1 日以降，縮小されることとなりました。

【改正の背景】

65 歳から 70 歳までの高年齢者就業確保措置（定年引上げ，継続雇用制度の導入，定年廃止，労使で同意した上での雇用以外の措置（継続的に業務委託契約する制度，社会貢献活動に継続的に従事できる制度）の導入のいずれか）を講ずることを企業の努力義務にするなど，70 歳までの就業が支援されています。

雇用保険制度において，65 歳までの雇用確保措置の進展等を踏まえて高年齢雇用継続給付を令和7年度から縮小するとともに， 65 歳から 70 歳までの高年齢者就業確保措置の導入等に対する支援が雇用安定事業に位置付けられました。

〔該当箇所〕

●90 ページ 1）高年齢雇用継続給付 2〜3 行目

⇒…最高で賃金月額の 15%（令和 7 年 4 月から 10%）が…

11. 教育訓練給付について詳細を追加します。

91 ページの雇用保険の教育訓練給付制度について，さらに詳しく紹介します。テキストでは「一般教育訓練」について説明していますが，この他に「専門実践教育訓練」，「特定一般教育訓練」があります。

〔該当箇所〕

●91 ページ ③教育訓練給付

⇒受講開始前に雇用保険の支給要件（被保険者であった）期間が 3 年以上の被保険者が，厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講・修了した場合に，受講費用の一部が支給されます。初めて受講する場合は，1年以上の支給要件期間で支給が受けられます。給付金の対象となる教育訓練には，そのレベル等に応じて，専門実践教育訓練，特定一般教育訓練，一般教育訓練の 3 種類があります。

専門実践教育訓練	労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練が対象。	受講費用の 50%（年間上限 40 万円）が訓練受講中 6 か月ごとに支給される。資格取得等をし，かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は，受講費用の 20%（年間上限 16 万円）が追加される。
特定一般教育訓練	労働者の速やかな再就職および早期のキャリア形成に資する教育訓練が対象。	受講費用の 40%（上限 20 万円）が訓練修了後に支給される。
一般教育訓練	その他の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練が対象。	受講費用の 20%（上限 10 万円）が訓練修了後に支給される。

12. 育児・介護休業法の改正が施行されました。

令和 5 年 4 月 1 日より，従業員数 1,000 人超の大企業において，毎年 1 回以上，男性の育児休業取得率を開示することが義務化されました。これにより，男性にとってさらに育児・介護休暇を取りやすい環境が整うことが期待されます。

【改正の背景】

日本の夫（6 歳未満の子どもを持つ場合）の家事・育児関連時間は，1 日1時間程度と国際的にみて低水準です。夫の家事・育児時間が長いほど，妻の継続就業割合が高く，また第 2 子以降の出生割合も高い傾向にあります。育児休業取得率は，女性は 8 割台で推移していますが，男性は上昇傾向にあるものの女性に比べ低い水準となっています（令和 3 年度：13.97%）。育児休業の取得期間は，女性は「6 か月以上」が 9 割以上である一方，男性は「2 週間未満」が約 5 割となっており，依然として短期間の取得が中心ですが，男性の「1 か月～3 か月未満」の取得は 24.5%で，3 番目に多い取得期間となっています。

〔該当箇所〕

●91 ページ④育児休業給付

⇒訂正箇所はありません。

13. 障害基礎年金(国民年金)の年金額，子の加算額が変更となりました。

令和 5 年度の障害基礎年金の支給額が，以下のように変更されました。

〔該当箇所〕

●92 ページ (a)障害基礎年金の額の計算式 ⇒〔令和 5 年度〕

障害等級 1 級

67 歳以下の方(昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれ)

993,750 円(2 級の年金額×1.25)＋子の加算額

68 歳以上の方(昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれ)

990,750 円(2 級の年金額×1.25)＋子の加算額

障害等級 2 級

67 歳以下の方(昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれ)

795,000 円＋子の加算額

68 歳以上の方(昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれ)

792,600 円＋子の加算額

●93 ページ 表 4-3:「障害基礎年金・子の加算額」 ⇒〔令和 5 年度〕

加算対象の子	加 算 額
1 人目・2 人目(1 人につき)	228,700 円
3 人目以降(1 人につき)	76,200 円

14. 特約によって車両保険の対象範囲が広がります。

通常，車両保険では，地震，噴火，津波による被害については保険の対象外となりますが，特約を付帯することで補償が受けられる場合があります。

〔該当箇所〕

●102 ページ (4)(b)自動車保険 車両保険 3 行目

「なお，地震，噴火，津波による被害は対象外です。」の後に下記を追加。

⇒ただし，「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」などを用意している保険会社がありますので，特約を付帯することで，地震・噴火またはこれらによる津波によって契約した車両が全損になった場合に，定額(車両保険額が定額未満の場合はその金額)で補償を受けることができます。

15. 特約によって普通傷害保険の対象範囲が広がります。

通常，普通傷害保険では，細菌性食中毒およびウイルス性食中毒や地震，噴火，津波による傷害は，保険金の対象外となりますが，特約を付帯することで補償が受けられる場合があります。

〔該当箇所〕

●102 ページ (c)傷害保険 5 行目

「ただし，細菌性食中毒，およびウイルス性食中毒や地震，噴火，津波による傷害は，保険金の対象外です。」の後に下記を追加。

⇒なお，「特定感染症危険補償特約」を用意している保険会社がありますので，特約を付帯することで，特定感染症を発病したときに補償を受けることができます。

16. 遺族基礎年金（国民年金）の支給額が変更となりました。

令和 5 年度の遺族基礎年金の支給額が，以下のように変更されました。

〔該当箇所〕

●111 ページ (a)遺族基礎年金〔国民年金〕の計算式 ⇒〔令和 5 年度〕

子のある配偶者が受け取るとき

67 歳以下の方（昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれ）

遺族基礎年金＝795,000 円＋子の加算額 228,700 円×子の数

68 歳以上の方（昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれ）

遺族基礎年金＝792,600 円＋子の加算額 228,700 円×子の数

（3 人目からは，1 人につき 76,200 円）

子が受け取るとき

次の金額を子の数で割った額が，1 人当たりの額となる。

795,000 円＋2 人目以降の子の加算額

1 人目および 2 人目の子の加算額 各 228,700 円

3 人目以降の子の加算額 各 76,200 円

17. 遺族厚生年金の受給順位について詳細を追加します。

111 ページのように，遺族厚生年金の受給要件を満たす遺族の受給順位は，大きく分けて①配偶者・子，②父母，③孫，④祖父母となります。ここでもう少し詳しく説明してみます。

〔該当箇所〕

●111 ページ (b)遺族厚生年金（厚生年金保険）

⇒受給要件を満たす遺族の受給順位は，①配偶者・子（→(1)子のある妻，(2)子のある 55 歳以上の夫，(3)子，(4)子のない妻，(5)子のない 55 歳以上の夫），②55 歳以上の父母，③孫，④55 歳

以上の祖父母になります。夫，父母，祖父母の場合は，受給開始が 60 歳からとなります。ただし，子のある55歳以上の夫は，遺族基礎年金を合わせて受給できる場合に限り，55歳から60歳の間であっても遺族厚生年金を受給できます。子，孫の場合は，18歳になった年度の3月31日までにある方，または，20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある方となります。妻の場合には年齢の受給要件はありません。

18. 遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の額が変更となりました。

令和5年度の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算の額が，59万6,300円に変更されました。

〔該当箇所〕

●111ページ　下から3～4行目

⇒…遺族厚生年金に一律59万6,300円（年額，令和5年度）が加算されるものです。

19. 東京証券取引所の株式市場の区分が変更されました。

令和4年4月，東京証券取引所（東証）では，従来の4市場（東証一部，二部，マザーズ，ジャスダック）を廃止し，株式市場の区分を変更して，3 つの市場（プライム，スタンダード，グロース）を再編しました。併せて，東証株価指数（TOPIX）も見直され，令和7年1月までに段階的に構成銘柄が選定される予定です。

〔該当箇所〕

●127ページ　(a)株式指標

①日経平均株価（日経225）

⇒東京証券取引所（東証）プライム市場に上場している銘柄のうち…

②東証株価指数（TOPIX）

⇒東証プライム市場に上場している…

●128ページ　愛さんのセリフ　2行目，5～6行目

⇒東証プライム市場において，単純に…

東証プライム市場では，発行済み株式数…

●131ページ　(5)ETF　2行目

⇒…目指して，東京証券取引所（東証），そのほかの金融商品…

※ETFは，一般的に東証プライム市場だけに限定されたETF銘柄選定をされるのではないので，取引所として上記の表現としています。

※レポートT2　課題31では，「東京証券取引所一部」の表記で出題しています。

20. NISA（ニーサ：少額投資非課税制度）が新しくなります。

令和 6 年 1 月より，NISA が抜本的に拡充・恒久化されることになりました。

・「つみたて投資枠」（従来のつみたて NISA）と，「成長投資枠」（従来の一般 NISA）の併用が可能に。

・年間投資枠を拡大（「つみたて投資枠」：年間 120 万円，「成長投資枠」：年間 240 万円。合計最大年間 360 万円まで投資が可能に）。

・非課税保有期間が期限なしに（無期限化）。

・非課税保有限度額は，「つみたて投資枠」「成長投資枠」全体で 1,800 万円，そのうち「成長投資枠」は 1,200 万円。

・口座開設期間が制限なしに（恒久化）。

●132 ページ （6）NISA（ニーサ：少額投資非課税制度）

⇒令和 6 年 1 月より，上記の内容に変更となるため，テキストの文面につきましては，次回の改訂時に修正いたします。

21. 老齢年金の繰下げ制度の一部改正が施行されました。

令和 4 年 4 月から老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が 70 歳から 75 歳に引き上げられ，年金の受給開始時期を 75 歳まで自由に選択できるようになりました。

これまでは，75 歳まで繰り下げが可能となったことで，たとえば 72 歳で繰下げ請求せずに過去にさかのぼって受給したいと申し出た場合，年金の時効は5年であることから，5年を経過した分である，67 歳～65 歳の部分は時効消滅してしまいました。

これを踏まえて，令和 5 年 4 月から 70 歳以降も安心して繰下げ待機を選択することができるよう制度改正として「特例的な繰下げみなし増額制度」が施行され，70 歳到達後に繰下げ申出をせずにさかのぼって本来の年金を受け取ることを選択した場合でも，請求の 5 年前の日に繰下げ申出したものとみなし，増額された年金の 5 年間分を一括して受け取ることができるようになりました。

〔該当箇所〕

●168 ページ ③老齢基礎年金の支給

⇒訂正箇所はありません。

22. 特別支給の老齢厚生年金の支給額が変更となりました。

令和 5 年度から，特別支給の老齢厚生年金の定額部分の年金額，加給年金の支給額が，次のように変更されました。

〔該当箇所〕

●172 ページ ＜定額部分の年金額＞の計算式

⇒67 歳以下の方（昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれ）

1,657 円（令和 5 年度単価）×生年月日別乗率×被保険者期間

68 歳以上の方(昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれ)

1,652 円(令和 5 年度単価)×生年月日別乗率×被保険者期間

●173 ページ　表 6-1:「加給年金の支給額」

⇒　　(単位:円)〔令和 5 年度〕

受給権者の生年月日	配偶者の加給年金額	配偶者特別加算額	合計額
昭 9.4.1 以前	228,700	0	228,700
昭 9.4.2～昭 15.4.1	228,700	33,800	262,500
昭 15.4.2～昭 16.4.1	228,700	67,500	296,200
昭 16.4.2～昭 17.4.1	228,700	101,300	330,000
昭 17.4.2～昭 18.4.1	228,700	135,000	363,700
昭 18.4.2～	228,700	168,800	397,500

子については1人につき 228,700 円。ただし, 3 人目からは 76,200 円。

23. 生前贈与加算が死亡前 3 年から 7 年に延長されます。

令和 5 年度税制改正により, 令和 6 年 1 月以降, 贈与者が亡くなる前 7 年分の贈与から相続財産へ加算されることとなりました。

①亡くなる前 4～7 年…贈与全体から 100 万円引いた金額

②亡くなる前 3 年まで…贈与された金額

①＋②＝相続財産となります。

【施行時期】

生前贈与の加算対象期間は, 相続開始年により順次長くなります。

令和 9 年相続開始　最長 4 年

令和 10 年相続開始　最長 5 年

令和 11 年相続開始　最長 6 年

令和 12 年相続開始　最長 7 年

たとえば, 令和 9 年 9 月 15 日に亡くなった場合には, 令和 6 年1月1日から加算対象のため, 3 年 9 カ月 15 日が加算対象期間となります。

〔該当箇所〕

●185 ページ　(b)生前贈与加算　1 行目

⇒…相続開始前 3 年(令和 6 年 1 月以降, 7 年)以内に

●185 ページ　(b)生前贈与加算　誠君のセリフ

⇒…3 年（令和 6 年 1 月以降，7 年）以内に相続が発生した場合には

24. 教育資金の一括贈与に係る贈与税が改正されました。

①適用期間の延長

直系尊属から，教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が，さらに 3 年延長され，令和 8 年 3 月 31 日までとなりました。

②相続税の課税価格の合計額が 5 億円超の場合の無条件の持戻

現行制度は教育資金の一括贈与をした場合に，贈与者の相続開始時に教育資金として使いきれていない金額があったとしても，受贈者が 23 歳未満であれば受贈者が相続等により取得したものとみなす必要はありませんでした。

改正後（令和 5 年 4 月 1 日以後の贈与から）は，受贈者が 23 歳未満であっても，相続税の課税価格の合計額が 5 億円を超えるときは，使いきれなかった金額は受贈者が相続等により取得したものとみなすことになりました。

〔該当箇所〕

●186 ページ （d）教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 4 行目

⇒（令和 8 年 3 月 31 日までの限定措置）

25. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税が改正されました。

①適用期間の延長

直系尊属から，結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が，さらに 2 年延長され，令和 7 年 3 月 31 日までとなりました。

②父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

平成 27 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に，結婚・子育て資金管理契約を締結する日において，18 歳以上 50 歳未満の方（以下「受贈者」）が，結婚・子育て資金に充てるため，金融機関等とのその契約に基づき，受贈者の直系尊属（父母や祖父母など。贈与者）から，

・信託受益権を付与された場合

・書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合

・書面による贈与により取得した金銭等で，証券会社等で有価証券を購入した場合

信託受益権または金銭等の価額のうち 1,000 万円までの金額に相当する部分については，取扱金融機関の営業所等を経由して結婚・子育て資金非課税申告書を提出することにより贈与税が非課税となります。

〔該当（追加）箇所〕

●187 ページ（e）の続きとして下記を追加。

⇒**（f）結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置**（追加となります）

将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな要因の一つとなっていることを踏まえ，両親や祖父母の資産を早期に移転することを通じて，子や孫の結婚・出産・子育てを支援するため，結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が創設されています。

26. 相続時精算課税制度に年 110 万円の基礎控除が新設されました。

令和 5 年度税制改正により，相続時精算課税制度に，年 110 万円の基礎控除の枠が追加されました。令和 6 年 1 月以降，相続時精算課税制度において，年 110 万円までは贈与税も相続税もかからず，相続財産と見なされません。特別控除にあたる 2500 万円まで（贈与者が亡くなるまでの累計）の贈与については贈与税の課税はされずに，相続時に相続税の対象となります。年間110 万円までの贈与については精算課税贈与を選択していたとしても贈与税の申告が不要となりました。

〔該当箇所〕

●188 ページ　上から 2～3 行目

⇒…受贈者単位で 2,500 万円まで（令和 6 年 1 月以降，年 110 万円の基礎控除あり）の贈与には…

●188 ページ　上から 7～9 行目

⇒…18 歳以上の推定相続人である直系卑属（子や孫など）が贈与を受けられます。孫は，推定相続人になる，ならないにかかわらず 18 歳以上であれば適用対象者となります。年齢要件は，贈与・相続の場合，その年1月1日において 18 歳以上が基準となります。受贈者（子や孫など）が…

以上

■表 1-3：全国健康保険協会（協会けんぽ）の被保険者の保険料額

令和５年３月分（４月納付分）～

（兵庫県）　　（単位：円）

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料（厚生年金基金加入員を除く）	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				10.17%		11.99%		18.300%※	
等級	月額			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
		円以上	円未満						
1	58,000	～	63,000	5,898.6	2,949.3	6,954.2	3,477.1		
2	68,000	63,000 ～	73,000	6,915.6	3,457.8	8,153.2	4,076.6		
3	78,000	73,000 ～	83,000	7,932.6	3,966.3	9,352.2	4,676.1		
4(1)	88,000	83,000 ～	93,000	8,949.6	4,474.8	10,551.2	5,275.6	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000 ～	101,000	9,966.6	4,983.3	11,750.2	5,875.1	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000 ～	107,000	10,576.8	5,288.4	12,469.6	6,234.8	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000 ～	114,000	11,187.0	5,593.5	13,189.0	6,594.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000 ～	122,000	12,000.6	6,000.3	14,148.2	7,074.1	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000 ～	130,000	12,814.2	6,407.1	15,107.4	7,553.7	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000 ～	138,000	13,627.8	6,813.9	16,066.6	8,033.3	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000 ～	146,000	14,441.4	7,220.7	17,025.8	8,512.9	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000 ～	155,000	15,255.0	7,627.5	17,985.0	8,992.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000 ～	165,000	16,272.0	8,136.0	19,184.0	9,592.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000 ～	175,000	17,289.0	8,644.5	20,383.0	10,191.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000 ～	185,000	18,306.0	9,153.0	21,582.0	10,791.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000 ～	195,000	19,323.0	9,661.5	22,781.0	11,390.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000 ～	210,000	20,340.0	10,170.0	23,980.0	11,990.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000 ～	230,000	22,374.0	11,187.0	26,378.0	13,189.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000 ～	250,000	24,408.0	12,204.0	28,776.0	14,388.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000 ～	270,000	26,442.0	13,221.0	31,174.0	15,587.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000 ～	290,000	28,476.0	14,238.0	33,572.0	16,786.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000 ～	310,000	30,510.0	15,255.0	35,970.0	17,985.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000 ～	330,000	32,544.0	16,272.0	38,368.0	19,184.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000 ～	350,000	34,578.0	17,289.0	40,766.0	20,383.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000 ～	370,000	36,612.0	18,306.0	43,164.0	21,582.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000 ～	395,000	38,646.0	19,323.0	45,562.0	22,781.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000 ～	425,000	41,697.0	20,848.5	49,159.0	24,579.5	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000 ～	455,000	44,748.0	22,374.0	52,756.0	26,378.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000 ～	485,000	47,799.0	23,899.5	56,353.0	28,176.5	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000 ～	515,000	50,850.0	25,425.0	59,950.0	29,975.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000 ～	545,000	53,901.0	26,950.5	63,547.0	31,773.5	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000 ～	575,000	56,952.0	28,476.0	67,144.0	33,572.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000 ～	605,000	60,003.0	30,001.5	70,741.0	35,370.5	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000 ～	635,000	63,054.0	31,527.0	74,338.0	37,169.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000 ～	665,000	66,105.0	33,052.5	77,935.0	38,967.5	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000 ～	695,000	69,156.0	34,578.0	81,532.0	40,766.0		
37	710,000	695,000 ～	730,000	72,207.0	36,103.5	85,129.0	42,564.5		
38	750,000	730,000 ～	770,000	76,275.0	38,137.5	89,925.0	44,962.5		
39	790,000	770,000 ～	810,000	80,343.0	40,171.5	94,721.0	47,360.5		
40	830,000	810,000 ～	855,000	84,411.0	42,205.5	99,517.0	49,758.5		
41	880,000	855,000 ～	905,000	89,496.0	44,748.0	105,512.0	52,756.0		
42	930,000	905,000 ～	955,000	94,581.0	47,290.5	111,507.0	55,753.5		
43	980,000	955,000 ～	1,005,000	99,666.0	49,833.0	117,502.0	58,751.0		
44	1,030,000	1,005,000 ～	1,055,000	104,751.0	52,375.5	123,497.0	61,748.5		
45	1,090,000	1,055,000 ～	1,115,000	110,853.0	55,426.5	130,691.0	65,345.5		
46	1,150,000	1,115,000 ～	1,175,000	116,955.0	58,477.5	137,885.0	68,942.5		
47	1,210,000	1,175,000 ～	1,235,000	123,057.0	61,528.5	145,079.0	72,539.5		
48	1,270,000	1,235,000 ～	1,295,000	129,159.0	64,579.5	152,273.0	76,136.5		
49	1,330,000	1,295,000 ～	1,355,000	135,261.0	67,630.5	159,467.0	79,733.5		
50	1,390,000	1,355,000 ～		141,363.0	70,681.5	166,661.0	83,330.5		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率（2.4%～5.0%）を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第２号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率（10.17%）に介護保険料率（1.82%）が加わります。
◆等級欄の（　）内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
◆令和5年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

○被保険者負担分（表の折半額の欄）に円未満の端数がある場合
①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
（注）①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与にかかる保険料額
賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額（標準賞与額）に、保険料率を乗じた額となります。
また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円（毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。）となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金
事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。（被保険者の負担はありません。）
この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率（0.36%）を乗じて得た額の総額となります。

出所：全国健康保険協会管掌健康保険　兵庫県（一部加工）
https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r05/r5ryougakuhyou3gatukara/（兵庫を選択）

■表 1-6:令和 5 年度　健康保険　都道府県単位保険料率

北海道	１０．２９％	滋賀県	９．７３％
青森県	９．７９％	京都府	１０．０９％
岩手県	９．７７％	大阪府	１０．２９％
宮城県	１０．０５％	兵庫県	１０．１７％
秋田県	９．８６％	奈良県	１０．１４％
山形県	９．９８％	和歌山県	９．９４％
福島県	９．５３％	鳥取県	９．８２％
茨城県	９．７３％	島根県	１０．２６％
栃木県	９．９６％	岡山県	１０．０７％
群馬県	９．７６％	広島県	９．９２％
埼玉県	９．８２％	山口県	９．９６％
千葉県	９．８７％	徳島県	１０．２５％
東京都	１０．００％	香川県	１０．２３％
神奈川県	１０．０２％	愛媛県	１０．０１％
新潟県	９．３３％	高知県	１０．１０％
富山県	９．５７％	福岡県	１０．３６％
石川県	９．６６％	佐賀県	１０．５１％
福井県	９．９１％	長崎県	１０．２１％
山梨県	９．６７％	熊本県	１０．３２％
長野県	９．４９％	大分県	１０．２０％
岐阜県	９．８０％	宮崎県	９．７６％
静岡県	９．７５％	鹿児島県	１０．２６％
愛知県	１０．０１％	沖縄県	９．８９％
三重県	９．８１％		

出所：全国健康保険協会管掌健康保険　令和 5 年度都道府県単位保険料率（一部省略）

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3130/r5/230206/

※40～64 歳までの方には，全国一律の介護保険料率（1.82%）が加わります。

※任意継続被保険者および日雇特例被保険者の方は 4 月分（4 月納付分）から変更。